

一般社団法人 高畠町観光協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人高畠町観光協会（以下法人）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県東置賜郡高畠町大字山崎200番地1号に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、高畠町観光の振興と発展並びに地域産業の振興を図り、あわせて、文化財の保護、伝統行事の保存を通じて地域文化に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に対する啓蒙活動
- (2) 観光誘客のための宣伝広報活動
- (3) 観光資源の調査研究と利活用に関する調査
- (4) 観光資源、文化財、観光施設の保護、保全
- (5) 郷土物産、土産品の研究、開発、普及及び宣伝
- (6) 伝統行事の継承及び育成に関する助成、援助
- (7) 観光誘客のための事業の実施
- (8) 各種観光事業団体との交流
- (9) 受託施設の管理運営及び受託事業の実施
- (10) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月法律第48号以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体等で、理事会で承認された者
- (3) 名誉会員 法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において承認された者
- (4) 特別会員 全各号以外の個人又は団体で、理事会で承認された者。

(入 会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、社員総会において会費規定に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において会費規定に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員の半数以上が出席し、正会員総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の一週間前までに除名する旨の理由を付し通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 第9条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他抛出品の不返還)

第13条 第9条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費及びその他の抛出品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の設置)

第14条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第15条 理事及び監事は社員総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において理事の過半数をもって選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、互いに連携してその職務を代行する。

4 専務理事は、この法人の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、若しくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要であると認められるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反するおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめるように請求すること。

(役員等の任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常社員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補充又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期は、前任者の残任期間か2年に満たないときは、前項によるものとする。

4 理事及び監事は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員等の解任)

第19条 役員に、ふさわしくない行為があったときは、社員総会において解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第21条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 上記の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第22条 この法人は、一般社団・財団法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、同法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、社員総会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項に定める賠償責任について、同法第115条第1項に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合に記載することができる額は法令が規定する最低責任限度額とする。

(顧問)

第23条 本法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問には、第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 社員総会

(種類)

第24条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第25条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権数は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第26条 社員総会は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第28条第3項の書面に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第27条 定時社員総会は、毎事業年度終了の3ヶ月以内に毎年1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第28条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第29条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員のうちから選出する。

(決 議)

第30条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する場合及びこの定款に別に規定する場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、正会員の半数以上であつて、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第14条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事が会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことに関して、会員全員が報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第33条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(種 類)

第34条 理事会は、通常理事会、及び臨時理事会の2種とする。

(構 成)

第35条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項を定める
- (2) 規則等の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第22条の責任の免除

(開 催)

第37条 通常理事会は毎事業年度に、原則として3ヶ月に1回以上開催する。

2 臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日に理事会を開催する旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第38条 前条第2項第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号から第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対し通知しなければならない。

4 前号の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、理事会招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、その理事会において、出席した理事のうちから選出する。

(定足数)

第40条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

(決 議)

第41条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第16条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法務省令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印することとする。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第45条 本会事業の円滑な運営を図るため、委員会を設置することができる。

(委員会の構成)

第46条 委員会は法人の役員により構成し、その所属は理事会で決定する。

2 委員会に、委員長、副委員長、事務局長各1名を置き所属役員の互選により選任する。

3 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

4 委員会の議長は、委員長があたる。

第7章 基金

(基金の募集)

第47条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金拠出者の権利)

第48条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還)

第49条 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(代替基金積立て)

第50条 基金の返還を行うために、返還される基金に相当する額を代替基金として積み立てるものとする。ただし、この基金の取崩しは行わないものとする。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第51条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載させた財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第52条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(経費の支弁)

第53条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第54条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は定時社員総会で報告するものとし、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第55条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第56条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第5号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第57条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(余剰金の処分制限)

第58条 この法人は会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、社員総会において総正会員の3分の2以上の議決を得なければ 変更することができない。

(合併等)

第60条 この法人は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第61条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条の1号～2号及び第4号～7号の事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第62条 この法人が公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第63条 この法人が清算をする場合に置いて有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第64条 この法人の事務を処理する為に、この法人に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関しては理事会で別に定めるものとする。

(書類及び帳簿の備置き)

第65条 事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (5) 社員総会の議事録(又は電磁的記録)
- (6) 第32条に規定する(書面表決等)の同意書
- (7) 第42条に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書(又は電磁的記録)
- (8) 理事会の議事録
- (9) 会計帳簿
- (10) 計算書類及び付属明細書
- (11) 前項の監査報告書
- (12) その他法令で定める書類及び帳簿

第11章 情報公開

(情報公開)

第66条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によるものとする。

(公 告)

第67条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第12章 雑 則

(委 任)

第68条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。